

第4次二本松市情報化基本計画

(令和3年度～令和12年度)



ICT(情報通信技術)でつながる
便利でゆたかな行政サービスの実現

令和3年3月

二本松市

目 次

I	計画策定にあたって	2
1	第4次二本松市情報化基本計画策定の趣旨	2
2	計画の性格と役割	2
3	計画の期間	3
II	情報化の状況	4
1	国の情報化政策の動向	4
2	福島県の動向	10
3	国、県における主な情報化施策	11
III	二本松市情報化基本計画（第3次）の主な実績と評価	13
IV	二本松市の情報化の現状と課題	17
1	現 状	17
2	課 題	18
V	基本目標	20
VI	目標達成への方策とスケジュール	21
1	方策の体系	21
2	目標達成へのスケジュール	21
VII	計画の推進にあたって	22
1	庁内推進体制の整備	22
2	財政状況に合わせた推進	22
3	情報セキュリティ対策	22
4	情報システム業務継続計画	23
5	状況変化への対応	23
VIII	情報化推進アクションプラン	24
1	目 標	24
2	具体的方策	24
3	推進スケジュール	30

I 計画策定にあたって

1 第4次二本松市情報化基本計画策定の趣旨

二本松市は、平成20年3月に策定された「二本松市長期総合計画（計画期間 平成20年度から平成27年度）」が目指す将来像の実現に向け、平成20年度に「二本松市情報化基本計画（第1次計画）」を策定し、前計画まで3次13年に渡り二本松市における情報化推進の指針を示してきました。

第1次二本松市情報化基本計画では、合併後のシステム運用など更なる効率化・高度化を図り、質の高い行政サービスの提供と無駄の無い効率的な行政事務推進を目指し、住民情報・税務情報を処理する基幹系業務システムの切り替え、市内全域における光ファイバ利用によるブロードバンド環境の整備が完了するなど、合併後の計画として掲げていた主要な項目で目標を達成することができました。

第2次二本松市情報化基本計画では、情報通信技術（ICT）^{※1}を活用した市民のための電子自治体の実現を目指し、災害が発生した際に自力避難が困難な高齢者等の支援体制を確立する災害時要援護者避難支援システムの活用、災害時の避難情報等をいち早く伝達する緊急一斉通報システムの整備、市ウェブサイトのスマートフォン版への対応などICTの活用による市民サービスの向上を図りました。

第3次二本松市情報化基本計画では、ICTの活用で市民が便利さを実感できることを目指し、市ウェブサイトのリニューアルや市公式SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の開始、コンビニエンスストアでの証明書の交付の開始、子育て支援アプリの導入、防災ラジオの整備を行いました。また、公有財産管理システムの整備や情報セキュリティ対策の強化も行いました。

今回の「第4次二本松市情報化基本計画」は、第3次情報化基本計画までに整備されたシステムの更なる活用を含め、二本松市総合計画（計画期間 令和3年度から令和12年度）が目指す将来像の実現に向け、本市における情報化施策の推進と基本的な方向性を示すものです。

2 計画の性格と役割

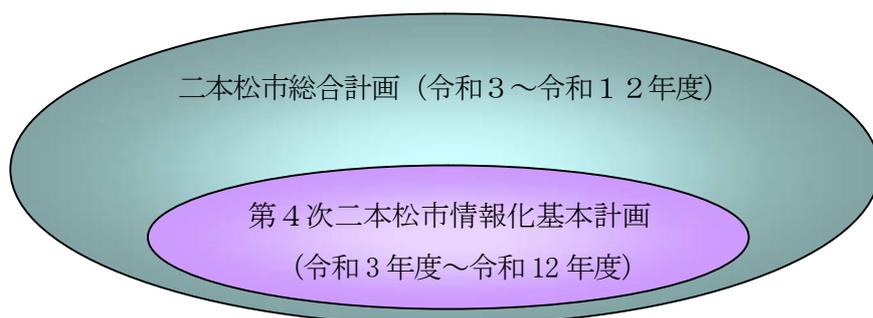
本計画は、第3次情報化基本計画に引き続き、二本松市総合計画を推進するための方策の一部である、「開かれた市政の推進」「便利で快適な行政サービスの推進」「効率的な行財政運営の推進」を図るために必要となるIT機器を利用した市民サービスの向上と事務処理の効率化を実現するための役割を担うものであり、次々と新しい技術が実用化されていくICTを取り入れ二本松市における情報化推進と官民データ活用を推進するための計画を示すものです。

※1 ICT (Information and Communication Technology) とは、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT (Information Technology) の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。

3 計画の期間

本計画は、二本松市総合計画との整合を図るため、令和3年度を初年度とし、令和12年度までの10か年を計画期間とします。

なお、情報通信技術の急激な進展に伴う社会経済環境の急激な変化などがあった場合は、必要に応じて計画を見直すこととします。



II 情報化の状況

1 国の情報化政策の動向

政府は、2001年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を施行するとともに、IT戦略本部を設置し、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目的に「e-Japan戦略」を策定しました。さらに、2003年には、「IT利活用により、元気・安心・感動・利便社会を目指す」とこととした「e-Japan戦略II」を策定、また、2006年に策定した「IT新改革戦略」では、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目標とし、各種の情報化施策が実施され、その結果、情報通信基盤の整備が飛躍的に促進されました。

2010年には、国民が主導する新たな国民主権の社会を早期に確立するための「新たな情報通信技術戦略」が策定されましたが、多くの国民がその成果を実感するには至っていないとして、2013年に「世界最先端IT国家創造宣言」が策定されました。この宣言では、2020年までの期間に世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目標として、「課題解決型IT利活用モデル」を構築することで、国民が真の豊かさを実感できる社会の実現を目指すこととされました。

また、総務省では、2014年に政府の「世界最先端IT国家創造宣言」の策定を踏まえ、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を策定し、社会保障・税番号制度の導入に併せた^{※1}自治体クラウド導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的取組みを提示しています。

電子自治体の取組みを加速するための10の指針(概要)

趣旨

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)において、番号制度導入までの今後4年間で集中取組み期間と位置づけられている自治体クラウド導入の取組みが、番号制度の導入と併せて行われることを最優先課題として、地方公共団体に期待される電子自治体の取組みについて提示するもの。

概要

自治体クラウドの導入加速

- 【指針1】自治体クラウド導入
- 【指針2】オープン化への取組み
- 【指針3】都道府県の役割
- 【指針4、5、6】業務標準化、調達等

住民利便性の向上

- 【指針7】オープンデータへの取組み
- 【指針8】住民満足度向上のための取組み

電子自治体推進のための体制整備

- 【指針9】情報セキュリティの強化、ICT-BCPの整備
- 【指針10】PDCA体制の構築、CIO機能の強化

総務省：「電子自治体の取組みを加速するための検討会」資料より

- 【指針1】 番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入
- 【指針2】 大規模な地方公共団体における既存システムのオープン化・クラウド化等の徹底
- 【指針3】 都道府県による域内市区町村の自治体クラウドの取組み加速
- 【指針4】 地域の実情に応じた自治体クラウド実施体制の選択及び自治体クラウド導入を見据えた人材育成・確保
- 【指針5】 ^{※2}パッケージシステムの機能等と照合した業務フローの棚卸し・業務標準化によるシステムカスタマイズの抑制
- 【指針6】 ^{※3}明確なSLAの締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達方法の検討
- 【指針7】 オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備
- 【指針8】 ICT利活用による更なる住民満足度向上の実現
- 【指針9】 情報セキュリティに関する人材・体制の強化
- 【指針10】 チェックリストを活用した強力なPDCAの構築

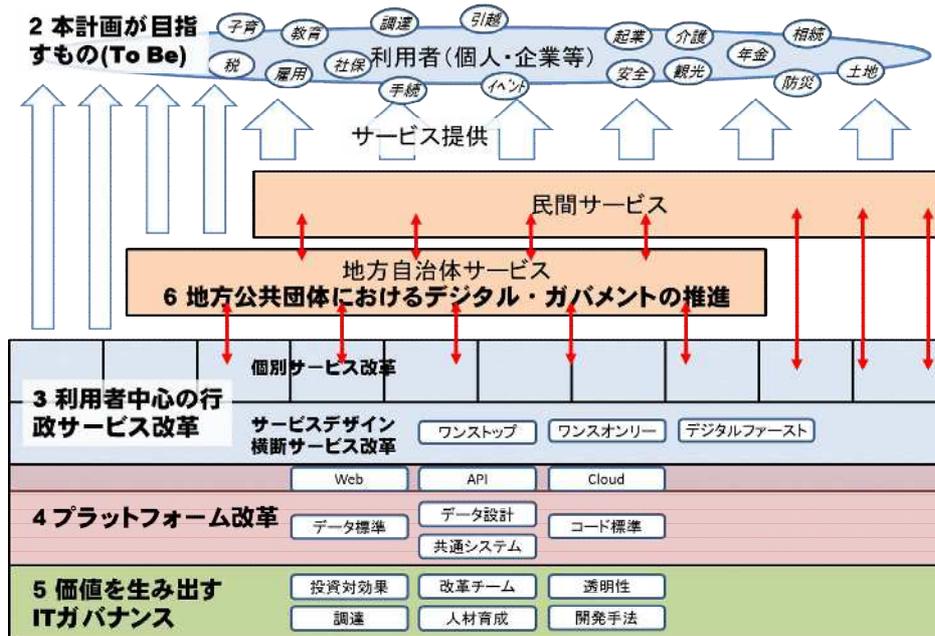
2016年12月には、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法が公布・施行されました。基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めています。これを受け、2017年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ利活用推進基本計画」を策定し、最終的なゴールとして、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」～データがヒトを豊かにする社会～のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、国全体のIT戦略の新たなフェーズに向け、必要な施策を着実に実施していくとしています。

さらに、同年5月には、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直し、デジタル・ガバメントの実現を目指す「デジタル・ガバメント推進方針」を策定するとともに、2018年1月には、同方針及び官民データ活用推進基本法に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全、かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として「デジタル・ガバメント実行計画」を策定しました。

※1 自治体クラウドとは、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようする取組み。複数の地方公共団体の情報システム集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

※2 パッケージシステムとは、業務用システムなどで出来合いのソフトウェア製品を購入・利用するシステムを言い、システム開発会社などに依頼して自社業務に合わせて開発してもらった「オーダーメイドソフト」などと対比する文脈で使われる。

※3 SLA(Service Level Agreement)とは、サービスを提供事業者とその利用者の間で結ばれるサービスのレベル(定義、範囲、内容、達成目標等)に関する合意サービス水準、サービス品質保証などと訳される。



e ガバメント関係会議：「デジタル・ガバメント実行計画(2018.1)」より

2019年5月には、「デジタル手続法」が公布され、「デジタル・ガバメント実行計画」で示された行政のデジタル化に関する基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められるとともに、行政のデジタル化推進のための個別分野における各種施策が推進されることとなり、2019年6月には、「令和元年のIT新戦略」として「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定され、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指して、具体的な重点取組事項が示されました。

1. 我が国におけるIT戦略の歩み

- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。
- 今般のIT新戦略においては、「社会全体のデジタル化」に向けて、各種取組を加速させていく。



※ 内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）

5. IT新戦略の全体像



内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室：「IT新戦略の概要」より

2019年12月には、「デジタル・ガバメント実行計画」策定後の法整備に伴い、各種状況等の変化に対応するため、同計画が改定され、さらに2020年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も踏まえ、デジタル化の更なる推進が目指され、同年7月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、ニュー・ノーマルに対応したデジタル強靱化社会の構築が必要であるとして、喫緊に取り組む事項として、①遠隔・分散に対応した制度・慣行の見直し（押印・書面提出等の見直し）、②マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、マイナンバーカードの取得促進、③国と地方を通じたデジタル基盤の構築、④データ戦略、行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）のためのデータ基盤、研究開発・インフラの整備等から構成されるニュー・ノーマルに向けたデジタル戦略、⑤防災×テクノロジーの5つが掲げられました。関係法令の改正を含めたIT基本法の全面的な見直しを行うことで、今後のデジタル化推進のための新たな基本理念や方針を規定するとともに、政府CIOの機能の強化等を定め、政府全体に横串を刺した社会全体のデジタル化の取組の抜本的強化を図ることとされました。

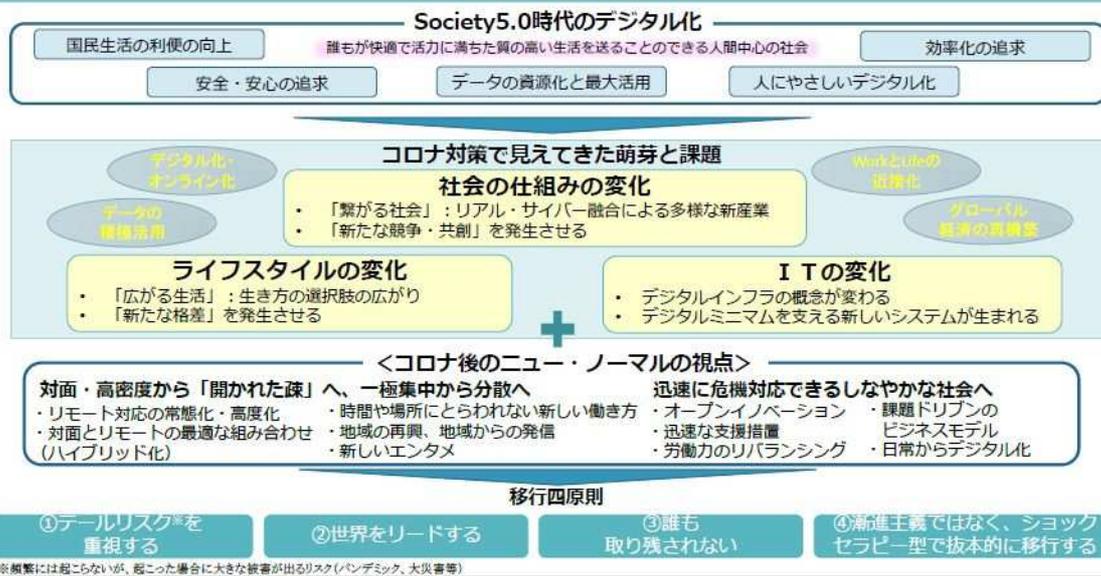
新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容

1



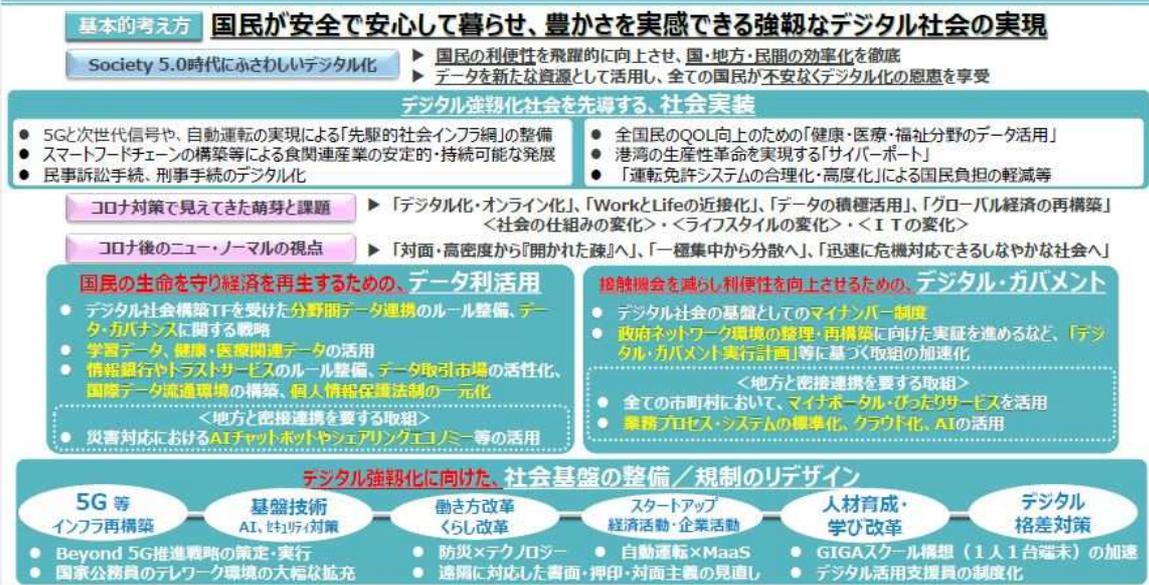
社会・価値観の変容を受けた戦略策定の視点

3



デジタル強靱化社会におけるIT新戦略の全体像

6



内閣官房 IT 総合戦略室：IT 新戦略*の概要（2020 年 7 月）より

*世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

2020年12月には、社会のデジタル化を強力に進めるため、施策の策定に係る方針等を定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）の全面的な見直しを行うとともに、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置することが、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針として示されました。

また、基本方針では「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」との目指すべきデジタル社会のビジョンが示され、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であることから、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みを揃えて、自治体のデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）に取り組んでいくため、2021年1月から2026年3月までを期間とした「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」も策定されました。

自治体DX推進計画の対象期間等・自治体の取組内容

自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。
※「デジタル・ガバメント実行計画」において、「各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う」こととされている。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

推進体制の構築

- 組織体制の整備 ○デジタル人材の確保・育成 ○計画的な取組み ○都道府県による市区町村支援

重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化 ○マイナンバーカードの普及促進 ○行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進 ○テレワークの推進 ○セキュリティ対策の徹底

総務省：自治体DX推進計画概要（2020年12月）より

2 福島県の動向

福島県は、令和元年度から令和3年度までを計画期間とした「福島県情報化推進計画～ふくしまICTデータ利活用社会推進プラン(2019～2021)」を策定し、福島県における最新のICTやデータの利活用の推進を進めています。

ふくしまICTデータ利活用社会推進プラン(2019～2021)では、「ICTとデータで真の豊かさを享受する社会“ふくしま Society5.0”の実現」を基本目標に掲げ、県が抱える様々な課題の解決に向けてICTやデータを効果的かつ積極的に利活用するための指針と、県が取り組むICT関連施策の方向性を示しています。

また、「福島県総合計画（ふくしま新生プラン）」と「福島県復興計画」に掲げた復興・再生の取り組みを始めとして、様々な分野でICTを利活用するための施策を推進しています。

ふくしまICTデータ利活用社会推進プランでは、基本目標を実現するために、次の5つの柱を基に県民視点による施策を積極的に展開することとしています。

- 1 復興の推進
- 2 安全・安心、健康なくらし
- 3 産業振興・地域活性化
- 4 教育・ICT人材育成
- 5 電子自治体



3 国、県における主な情報化施策

(1) 国の重点施策

－世界最先端 I T 国家創造宣言－

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現
 - ア 情報通信技術を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組
 - イ デジタル強靱化を実現するための基本的な考え方
 - ウ 働き方改革（テレワーク）
 - エ 学び改革（オンライン教育）
 - オ 暮らし改革
 - カ 防災×テクノロジーによる災害対応
 - キ 社会基盤の整備
 - ク 規制のリデザイン
- ② デジタル技術の社会実装
- ③ データ利活用によるインクルーシブな社会の実現
 - ア 安全・公正なデジタル市場のルール形成
 - イ 官民連携による円滑なデータ流通に向けた環境整備
 - ウ オープンデータの更なる深化
- ④ 社会基盤の整備
 - ア 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築
 - イ 基盤技術等
 - ウ スタートアップ
 - エ 人材の育成等

(2) 福島県の重点施策

－福島県情報化推進計画～ふくしま I C T データ利活用社会推進プラン(2019～2021)－

- ① 復興の推進
 - ア 情報発信と交流の促進
 - イ 福島イノベーション・コースト構想の推進
 - ウ 携帯電話通話エリア拡大、地上デジタル放送難視解消
 - エ 震災体験のアーカイブ化
- ② 安全・安心、健康な暮らし
 - ア I C T を活用した防災・減災、災害対応の推進
 - イ I C T を活用した保健・医療・福祉の取組の推進
 - ウ I C T を活用した建設工事、維持管理・情報提供の推進
 - エ I C T を活用した交通事故抑止・情報提供の推進

③ 産業振興・地域活性化

ア 産業振興

- ・ ICT関連企業誘致、県内中小企業のICT利活用促進
- ・ 観光におけるICTの利活用推進
- ・ 農林水産業におけるICTの利活用推進

イ 少子化、高齢化、ワーク・ライフ・バランスへの対応

ウ テレワークによる地域活性化

エ ICT基盤整備

④ 教育・ICT人材育成

ア 学校教育のICT化

イ 情報教育・情報モラル教育

ウ ICT人材育成

エ 啓発活動

⑤ 電子自治体

ア 行政手続オンライン化原則の推進

イ オープンデータの推進

ウ マイナンバーカードの普及・活用

エ デジタルデバイド対策

オ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

カ 業務の効率化・高度化

キ 働き方改革

ク ICT基盤整備

- ・ ハード基盤の整備
- ・ セキュリティ対策

ケ 情報セキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保

コ 職員の研修・育成

サ 市町村支援

Ⅲ 二本松市情報化基本計画（第3次）の主な実績と評価

第3次計画では、具体的な目標をアクションプランとして定め、それぞれの分野で計画を進めてきました。

それぞれの計画の実績は以下のとおりです。

(1) 市民サービスの向上をめざして

～市民に直接関係する地域情報にかかるシステム等の整備を推進する～

① 市ウェブサイトの充実

平成30年1月にウェブサイトのリニューアルを行い、優れたユーザビリティ・アクセシビリティを備えた、見やすい、分かりやすい画面とし、スマートフォンやタブレット端末でも使いやすいものにし、サイト内検索をGoogle検索機能に変更することで、検索しやすさを追求し、さらには翻訳機能により多言語対応としました。

また、市公式SNSを開始し情報をタイムリーに、そして魅力を発信しました。(平成31年3月FacebookとTwitterを開始、令和元年10月Instagram開始)

特に緊急情報については、メールに加えTwitterとの連動を行うことで、情報の拡散を強化し、令和元年台風第19号の際には非常に有用でした。

② 公衆無線LANアクセスポイントの整備

平成27年度に市役所本庁、各支所、市民交流センター及び霞ヶ城公園の計6箇所に設置し、無線LAN接続環境を整備し、市民や観光客の利便性の向上、情報発信・収集を行う通信環境を提供しています。また、市民や観光客、訪日外国人からの要望が高いとされる利便性の高い通信環境を提供するため、観光地や防災拠点における公衆無線LANの整備促進について検討しました。

③ 申請・届出オンラインシステムの運用

県及び県内自治体共同による申請届出オンラインシステムに参加し運用を行ってきました。パソコンやスマートフォン・タブレット端末での利用ができることから、いつでも、どこでも、誰でもが利用できる申請届出オンラインシステムの運用を継続して進めていきます。

④ 施設予約システムの運用

平成21年度からインターネット予約受付を開始しており、現在81施設、351の会議室・体育館・グラウンド等の利用申請を受け付けています。年間予約数は41,000件程度ありますが、そのうち約16%がインターネットからの予約となっています。

また、平成27年度からは、スマートフォン対応版の運用も開始し、市民の利便性の向上を図りました。

⑤ コンビニエンスストアでの証明書の交付

平成29年1月より住民票と印鑑登録証明書についてコンビニ交付サービスを開始しました。証明書の取得件数も平成28年度87件、平成29年度272件、平成30年度373件、令和元年度465件と年々伸びている状況にあります。

夜間、休日を問わず、全国どこでも証明書が取得できるようになり、市民の利便性向上が図られるとともに、証明書を取得する窓口の分散効果も図られました。

⑥ 子育て応援メールの配信（子育て支援アプリ）

子育て支援アプリを平成30年1月から導入したことに伴い、子育て応援メールの配信は平成29年度で終了しました。子育て支援アプリでは、子育て応援メールの他に、妊娠期から子育て期にかけての情報発信や予防接種の接種勧奨・子供の成長の記録ができるようになっており、子育てを支援しています。

⑦ 社会保障・税番号制度への対応の推進

マイナンバーカードの多方面での利用やマイナポイントの付与について、ポスター掲示やリーフレットの窓口への設置により市民への周知を行っています。また、マイナンバーカードの取得については、市ウェブサイトに掲載し、令和2年度は広報紙にも2回掲載し広報に努めています。

(2) 安全・安心な暮らしをめざして

～災害時の情報通信環境の整備と避難支援体制の確立を図る～

① 社会保障・税番号制度の活用

災害時には、被災者台帳の作成や被災者生活支援金の支給などの事務に活用し、市民の生活の復興を図るものです。平成28年度以降に発生した災害時において、社会保障・税番号制度の活用実績はありませんでした。

② 防災行政無線の整備

防災ラジオについては、平成29年度と平成30年度で、屋外スピーカーは平成30年度に整備しました。同報系無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）及び移動系無線の整備により、有事や災害時における情報伝達の迅速化を図りました。

③ 災害時の情報発信機能の充実

市役所本庁、各支所、市民交流センター及び霞ヶ城公園等の公共施設を中心に公衆無線LANの環境を整備し、大規模災害時にはアクセスポイントを解放することにより、市民の情報収集の通信環境を提供できる体制を整備しています。

④ 災害時要援護者避難支援システムの活用

平成23年度末から、災害発生時に自力で避難することが困難で、支援を希望する方が

らの申請に基づき、「災害時要援護者」として登録を開始しました。平成25年度には、本人及び避難支援者に「個別計画」を配付するとともに、民生委員、行政区長、消防署、地域包括支援センター等の支援団体に登録者名簿を配付し、平常時にも地域での見守りや声かけ、安否確認を行うことにより地域全体で高齢者や障がい者を支えあう体制づくりを推進しました。

⑤ 情報セキュリティ対策の強化

基幹系、L GWAN接続系及びインターネット接続系の庁内ネットワークを三層に分離するとともに、資産管理システムの導入を行うなどセキュリティ対策を強化したことにより、市民の個人情報や市の情報資産を守り事務の安定的な運用を図りました。

(3) 効率的な行政運営をめざして

～行政内部にかかるシステム等の整備を推進する～

① 情報システム業務継続計画（ICT-BCP）^{※1}の策定

情報システムで扱っている住民情報をはじめとする各種市民の情報は、災害発生後の安否確認や避難誘導など市民を守る重要な情報であり、あらゆる危機を想定し、限られた環境の中での運用対処マニュアルとなる「情報システム業務継続計画（ICT-BCP）」の策定を進めています。

② 業務システムのクラウド化

現在使用している基幹系システムはパッケージシステムを活用していますが、民間データセンターへのハウジング^{※2}またはホスティング^{※3}までは実施しませんでした。更新にあたっては、仮想化技術を利用し、サーバ機器類の省力化を進めました。

今後は、政府が整備する共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）^{※4}の利用環境である情報システムの「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」に、地方自治体の情報システムについても活用できるよう検討が進められており、ガバメントクラウド上に作成された標準仕様に準拠して開発した基幹業務等のアプリケーションを利用するように進めていきます。

※1 ICT-BCPとは、情報システムの業務継続計画のことをいい、災害や不祥事などの緊急事態が発生した際、特定の重要な事業(業務)を中断しないこと、または万一活動が中断した場合でも早期に最低限の機能から順次再開し、事業の中断によるロスを最小化することに取り組むうえでの基本となる計画のこと。

※2 ハウジングとは、顧客の通信機器や情報発信用のコンピュータ(サーバ)などを、データセンターなどの回線設備の整った施設に設置するサービス。

※3 ホスティングとは、サーバの利用者自身でサーバの運営・管理をしなくてもいいように、有料または無料でサーバ機のHDDの記憶スペースや情報処理機能などを利用させるサービスを言う。1台のサーバを仕切って複数の利用者に貸し出す形を取る場合が多い。

③ 契約事務のシステム化

平成26年度にシステムを刷新し、財務会計システムとの一体化を図りました。これにより、起工から契約までをひとつのシステムで管理することができ、透明性・公平性・競争性を確保しながら、事務の効率化が図られています。

今後は、工事検査まで含めたシステム及び電子入札システムの導入についても検討を進めていきます。

④ 公有財産管理システムの整備

平成28年度に公共施設マネジメントシステムを導入し、各施設の適正な管理に努めてきました。今後は、各施設管理者において地域の実情や施設の利用状況等に応じた施設の更新・統廃合・長寿命化等を検討していく必要があるため、台帳のさらなる適正管理に努めていきます。

⑤ 統合型GIS^{※5}の整備

各課個別の業務支援システムの導入を図っている状況であり、情報共有が限定的であるため、情報共有によるデータ整備の効率化を図り、都市計画図やハザードマップの提供等の情報公開による市民サービスの向上を図れるよう関係部署・各業務システムの調整に努めていきます。

※4 IaaSとは、「Infrastructure as a Service」の頭文字を取った略語で「イアース」と読みます。情報システムの稼動に必要な仮想サーバをはじめとした機材やネットワークなどのインフラを、インターネット上のサービスとして提供する形態のことを指します。

PaaSとは、「Platform as a Service」の頭文字を取った略語で「パース」と読みます。アプリケーションソフトが稼動するためのハードウェアやOSなどのプラットフォーム一式を、インターネット上のサービスとして提供する形態のことを指します。

SaaSとは、「Software as a Service」の頭文字を取った略語で「ソース」と読みます。これまでパッケージ製品として提供されていたソフトウェアを、インターネット経由でサービスとして提供・利用する形態のことを指します。

※5 GIS(Geographic Information System:地理情報システム)とは、位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステム。

IV 二本松市の情報化の現状と課題

1 現 状

二本松市では、平成17年12月1日の1市3町の合併において、各業務システムの統合や本庁・支所等を結ぶネットワークの整備を行い、市の上位計画となる「二本松市長期総合計画」に基づき、また、社会情勢の変化やICTの進展にあわせて、「第1次計画」（平成20～23年度）、「第2次計画」（平成24～27年度）、「第3次計画」（平成28～令和2年度）と情報化推進の方向性を示す「二本松市情報化基本計画」を策定し、行政事務におけるICTの効率的・効果的な利活用や地域の情報化を推進してきました。

前計画となる「第3次計画」は、基本目標を「ICT（情報通信技術）でひろがる 便利さが実感できる行政サービスの実現」として据え、その実現を目指して「市民サービスの向上をめざして」「安全・安心な暮らしをめざして」「効率的な行政運営をめざして」の3つの分野を設定し、各種の情報化施策・事業を推進してきました。

まず、東日本大震災や大雨などの大規模な災害の経験を踏まえて、災害に強い電算システム対策として遠隔地へのバックアップデータの保存及び災害発生時などの迅速な情報伝達や共有のためのしくみとして、緊急災害情報を携帯端末へ一斉に配信できるシステムや防災ラジオ等の整備を進めました。

この間に、超高速ブロードバンドサービスや携帯電話は、市内の広範囲で利用可能になりました。高速データ通信を実現する携帯電話アクセスサービス（LTE）を利用したスマートフォンやタブレット型端末の普及が加速し、これに呼応するようにソーシャルネットワーキングサービスやクラウドサービスなど、インターネットの利用を通じた新たなサービスも急速に普及しています。

市ウェブサイトでは、システムの更新に合わせ、高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人にも配慮したコンテンツマネジメントシステムを導入したほか、スマートフォンの普及が加速している状況を踏まえ、市ウェブサイト及び公共施設予約案内システムについてパソコンやスマートフォンのそれぞれに適した画面表示にするなど、市民の利便性向上を図りました。

また、市の情報通信基盤の整備として、市内の観光施設を中心に無線LANアクセスポイント（Wi-Fi）を設置し、利用者の利便性の向上を図るとともに観光情報発信を実施しています。今後の本市の財政状況は、東日本大震災及び原子力災害の影響等もあり、厳しい状況が続くものと予想されます。このため、最小の経費で最大の効果を生み出すことができるよう、ICTを活用した行政運営の簡素化・効率化を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が令和元年12月に中国で確認され、感染リスクを下げる対策として、テレワークの導入やオンライン教育の実施など、これまでオンライン化があまり進まなかった領域においてもデジタル化が必要とされ、情報通信技術（ICT）は、これまで以上に重要性が増してきています。いわゆる「新しい生活様式」として、日常生活

の場面においては「通販の利用」「電子決済の利用」「娯楽、スポーツのオンライン利用」、働き方の新しいスタイルとしては「テレワーク」「会議のオンライン開催」等が挙げられており、これらに対応するために行政と民間の業務のさらなるオンライン化が推進されており、行政手続きのデジタル化や書類の使用や押印を前提とした業務の見直しなどの検討が求められています。

2 課題

これまでの「二本松市情報化基本計画」では、公共施設予約案内システムを導入するなど、市民サービスの向上と行政手続きの簡素化を推進してきました。しかしながら、さまざまな場面において市民が時間や場所にとらわれず行政手続きを行い、必要な情報の提供を受けられるようにICTを活用したより便利で利用者負担の少ない質の高い行政サービスの提供の推進が必要です。

今後、高齢化社会や情報化の進展など、社会環境の変化に対応した情報提供のあり方について検討し、情報化の進展の恩恵をすべての人が情報を共有し、利活用できる社会の実現に向けた取り組みが必要となっています。

東日本大震災のような大規模な災害や近年多発している異常気象等の自然災害の危機や火災等に的確に対応ができるよう、今後も更なるICTを活用した安全・安心な暮らしをめざす体制づくりを推進していくことが求められています。また、災害に強い情報システム対策として、主要情報システムにおける業務継続計画（ICT-BCP）の策定及び実施を行うことも求められています。

ICTの進展に伴い、利便性の反面にネット依存やインターネット等を悪用したサイバー犯罪などの危険性があり、子どもたちに情報化社会で生きていく能力をつけるためにも、ICTの安全な利用と情報の取り扱いなどについて指導を充実させるための施策が必要です。デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用に関する支援や、理解やスキルが十分でない高齢者等に、身近な場所で相談や学習を行えるなどの支援も求められています。

現在のICT技術は、膨大な情報処理を行うことが可能となっており、ビッグデータやオープンデータという言葉に代表されるように、社会に大量に存在・蓄積される様々なデータの利活用によって、新しい市場やサービス品質の向上・コスト削減などに対する期待感が高まっています。また、データの収集を行うセンサーも小型軽量化及び低価格化により普及が進んでおり、ウェアラブル端末と呼ばれる新たな情報端末の登場やIoT^{※2}技術により、体重計や電気ポット、自動車などこれまでは通信と縁遠いと思われてきたものがネットワークに接続できることで、新たなデータが蓄積され、それらの蓄積された情報を利用した新たな視点による利活用が期待されています。これらの高度情報化社会への急速な移行は、情報漏えいリスク管理の複雑化をもたらし、個人だけではなく、市や企業などについてもこれまで以上に適切な情報管理が求められています。

※1 ウェアラブル端末とは、スマートフォンやノートパソコンのように携帯するのではなく、体に装着して利用する形態の機器をさす。眼鏡や腕時計などの形状で、ディスプレイやカメラを内蔵したもの、スマートフォン操作を可能にするリモコン的なものなど形状や機能は多岐にわたる。

※2 IoT(Internet of Things)とは、身の周りにある物理的な「モノ」がインターネットを経由して互いにやり取りしたり、クラウドにデータを提供したりすることで生まれるソリューション。PC やスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットにつながる。

市においては、このようなICT分野の急速な技術的发展や、情報の利活用の変化等に迅速に対応し、公共サービスにも活用していくことが必要となっており、また、市民の大切な個人情報や市の情報資産を守るため、更なる組織全体の情報セキュリティのレベル向上が求められています。

さらに、政府より「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」との目指すべきデジタル社会のビジョンが示され、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、単に業務効率化のためのICT活用にとどまらない、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく自治体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）に取り組むことが求められています。

V 基本目標

二本松市の情報化の現状と課題を踏まえ、今後の基本目標を次のとおりとします。

ICT（情報通信技術）でつながる 便利でゆたかな行政サービスの実現

第4次計画においては、上記基本目標を達成していくために、本市の情報化の現状と課題及び今後予想される厳しい財政状況等を踏まえ、以下の3つの分野を設定し推進します。

市民サービスの向上をめざして

これまでの情報化の取り組みにより、スマートデバイスやソーシャルメディアなどが急速に普及し、いつでも、どこでも、誰でもが瞬時に情報の受・発信ができる環境が身近になりました。市民がワンストップで、いつでも、どこでも、誰でもが電子行政サービスを受ける便利なくらしの実現に向け、デジタル化に合わせた制度や手続き、業務の見直しを行いながら情報化の推進を目指します。

また、オープンデータの推進として官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、市ウェブサイト等を通じて、市がもつデータの公開を引き続き推進します。

安全・安心な暮らしをめざして

東日本大震災や近年の全国各地での大雨や暴風、土砂災害などが頻発していることを踏まえ、今後も情報化の観点から安全・安心なまちづくりを推進していくことが求められています。

大規模災害発生時等における迅速・円滑な情報収集や伝達、発信等ができる情報通信手段の確保について人々の関心が高まっており、被災状況や避難場所、支援情報など緊急性の高い情報をより迅速・確実に提供するため、今後も防災システムの情報伝達手段の活用を図ります。

さらに、行政区や民生委員との連携を図り、災害時に的確な避難支援ができるよう、災害時要援護者避難支援システムの更なる活用を進めます。

また、市民の大切な個人情報や市の情報資産を守るため、引き続き組織全体のセキュリティレベルの向上に対する取り組みを進めます。

効率的な行政運営をめざして

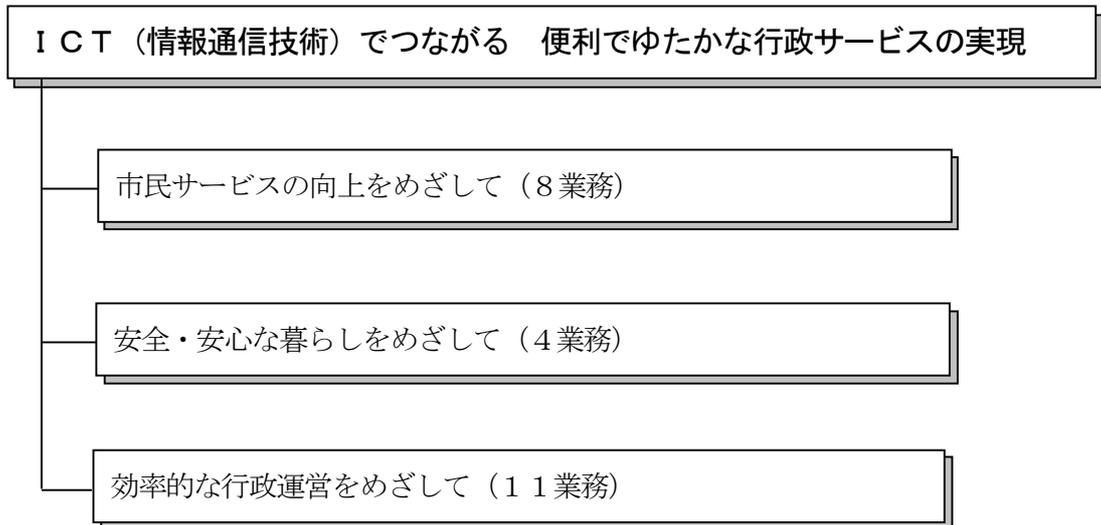
情報システムの効率的な活用及び個別システム相互の連携により、それぞれの情報を共有し効率的な行政運営に努めます。国では、地方公共団体に対して業務システムのクラウド化への取り組みをさらに進めるよう求めていることから、業務システム更新時や構築時にあわせて、既存業務の見直しを行うとともに、さらに徹底したコスト削減の実現を目指します。

また、災害から住民情報や税情報等を扱う電算システムを守る対策、そして、システムに障害が発生した際の対処マニュアルとなる、業務継続計画（ICT-BCP）の策定を進めます。

VI 目標達成の方策とスケジュール

1 方策の体系

I C Tの利活用をひろげ、便利でゆたかな市民生活を実現するために、それぞれ3つの分野を3本の柱として、方策を次のように体系付けます。



2 目標達成へのスケジュール

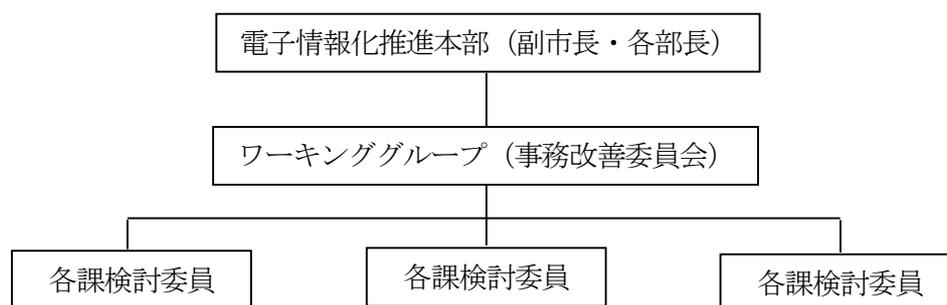
この計画による目標達成のためのスケジュールについては、いままでの第3次までの計画から継続して実施していく計画、そして、第4次計画から新たに計画をする施策など、施策によって柔軟に進めていくこととしますが、令和3～7年度を1 s tステージ、令和8～12年度を2 n dステージとして、それぞれの施策により集中的に進めていく期間を設定することで、より着実な目標達成を目指すものです。

年 度	令和3～7年度	令和8～12年度
ステージ設定	1 s tステージ	2 n dステージ

VII 計画の推進にあたって

1 庁内推進体制の整備

本市における情報化推進体制について、関係各課での専門的な協議検討のほか、庁内の横断的な組織で総合的に取り組む必要があることから、全庁一体となった推進体制の母体となる「二本松市電子情報化推進本部」により施策の企画、実施、運用管理、活用等の各段階での調整や職員の啓発にあたります。また、推進本部の所掌事務に係る調査、素案の作成等を行うためワーキンググループを置きます。



2 財政状況に合わせた推進

ICTの活用によって市民の利便性の向上や行政情報の公開等を促進することが期待されていますが、一方で、市の財政状況や人員も限られるなか、一層効率的な行政運営を行うことが必要とされています。

本計画の推進に当たっては、個々の業務に対する事務処理の見直し、既存行政システムやネットワークの有効的な活用とともに、効率的なシステム運用により日々業務改善を念頭においた推進が必要であり、職員の意識改革を促進していくとともに、ますます厳しさを増す財政状況に配慮しながら推進します。

3 情報セキュリティ対策

市では、個人情報保護及び情報セキュリティ確保のため、これまでもセキュリティポリシーに基づき、主として職員の自覚に基づく運用面での適正な情報の取り扱いを定めてきました。

しかし、近年の情報漏えい事故では、国やICT関連企業を狙ったサイバー攻撃のほか個人情報の流出事故も頻発しており、これらのリスクに対する情報セキュリティ対策が重要となっています。

市民の個人情報や市の情報資産に対する情報セキュリティ対策として、市のセキュリティレベルをより一層高め、今後も継続して情報セキュリティ対策と個人情報保護の徹底に取り組みます。

4 情報システム業務継続計画（ICT-BCP）

東日本大震災の経験から、災害時の状況や環境に左右されず、持続的に電子行政サービスを提供することが重要となっています。災害発生後の住民情報は、安否確認や避難のため重要な情報であり、データセンターを活用したハウジングや共同利用のクラウドへの移行、また、重要データのバックアップ手法も含めた情報システムの運用継続についての計画策定を進めます。

5 状況変化への対応

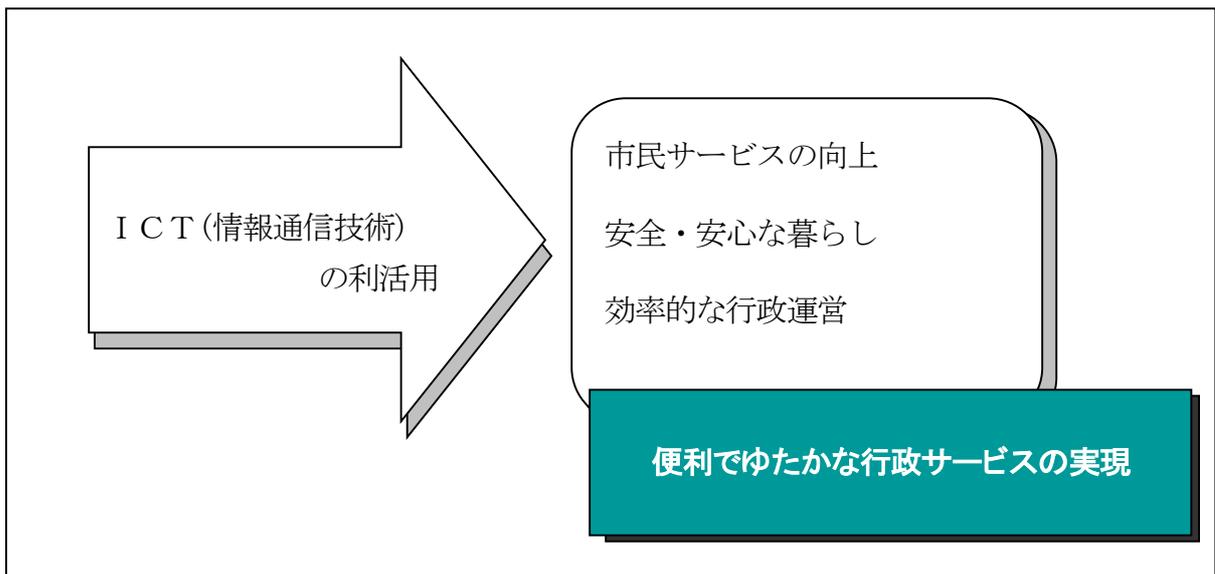
ICT技術の進歩は早く、国及び県の政策とも連動するよう、社会情勢及び市財政状況等の行政環境の変化にも考慮し、必要に応じ見直しを図りつつ推進します。

VIII 情報化基本計画アクションプラン

1 目標

国が進める政策では、ICTを活用することで国民が真の豊かさを実感できる社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、次々と新しい技術が実用化されていくICTを取り入れ、市民が様々な場面において、時間や場所にとらわれず必要な情報の提供を受け、情報化の進展の恩恵を受けることができる「便利でゆたかな行政サービスの実現」を目指します。



2 具体的方策

(1) 市民サービスの向上をめざして

① 市ウェブサイト为基础とした情報発信ツールの充実

市からのウェブサイトによる情報発信を、現状よりも、さらに「見やすい」、「検索しやすい」、「分かりやすい」ウェブサイトへの更新を行うとともに、国際化などに対する多言語対応、観光客への情報発信や、子育てを支援するための情報発信と予防接種の勧奨・子供の成長記録などができる子育て支援アプリの充実、オープンデータの推進では「出せるデータ」のオープンデータ化から「利活用して欲しいデータ」のオープンデータ化へ積極的に充実を図ります。

また、スマートフォンの普及により、いつでも、どこでも、簡単に情報を受信することが可能となり、情報共有を迅速に行うことができるようになってきていることから、今後もウェブサイト为基础としながらメールやSNSを活用し、更なる市民サービスの向上を目指し、プッシュ型でより多くの方に正確で迅速な情報を届けます。

② 公衆無線LANアクセスポイントの整備

市では、インターネットの利用環境の整備を図るため、市民交流センター及び霞ヶ城公園等の公共施設を中心に公衆無線LANの環境を整備しました。

今後においても、市民や観光客、訪日外国人からの要望が高いとされる利便性の高い通信環境を提供するため、観光地や公民館等の防災拠点等における公衆無線LANの整備促進について検討を進めます。

③ 申請届出オンラインシステムの運用

県及び県内自治体による共同システムを継続するとともに、各種講座やイベントなどの参加者募集、アンケートへの利用など利用率の向上を図ります。

また、高齢者などの「端末の使い方がわからない」、「世の中のサービスがインターネット中心になってきているが、ついていけない」と感じている方にも、スマートフォンやタブレットなどの使用方法を学ぶ機会や、ICTの利便性を体感する機会を持っていただくための講習会を開催するなど、オンライン手続きシステムを多くの方にご利用いただくため、インターネットやパソコン等の情報通信技術の利用をできる方と利用できない方との格差対策を図ります。

④ 施設予約システムの運用

自宅等からインターネットを利用して市の公共施設予約を行える環境を継続し、施設利用の形態にあわせシステムを柔軟に運用し、市民にとって利便性の高いシステムとなるよう使用料の電子納付への展開も含め検討します。

⑤ マイナンバーカードの普及促進と窓口申請のオンライン化

市民の利便性の向上のため手続きや業務の見直しを行い、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、ぴったりサービスなどのマイナンバーを利用したものを含め、各種行政手続きのオンライン化を進めます。

⑥ リモート手話通訳等による地域生活支援事業（意思疎通支援事業）

手話通訳等の意思疎通支援が必要な方への迅速なサービスの提供のため、Web会議システム等のビデオコミュニケーションツールの活用を図ります。リモートでの手話通訳等を行うことによる、支援が必要な方や手話通訳者の移動等の負担軽減にも努めます。

⑦ 市税・料金等におけるキャッシュレス決済の導入

市民の利便性及び収納率向上を目的に市税納付においてコンビニ収納を導入していますが、更なる利便性向上のため、キャッシュレス決済としてのスマホ決済を導入し、取扱い可能なアプリの拡充及び料金等（税外債権）の納付への拡大を検討します。

これにより非対面での納付が可能となり、新型コロナウイルスへの感染リスクの軽減のほか、窓口事務の効率化、事務処理ミスの防止等の効果も期待できます。

⑧ 小・中学校におけるICT環境整備

GIGAスクール構想によって整備した児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを活用して、小中学校児童生徒に個別最適化された学びを持続的に提供し、子どもたちの意欲的な学習の取り組みと確実な学習内容の定着、情報活用能力の育成を図ります。

また、各小中学校に整備を行った電子黒板などのICT環境の活用促進を図ります。

(2) 安全・安心な暮らしをめざして

① 消防団無料アプリの導入

消防団員、消防署、市事務局が消防団アプリを活用することで、火災や災害発生時における災害発生通知（災害発生場所や状況）を一斉に通知することが可能となるため、迅速な出動による消火活動に繋げるよう導入を検討します。

② 防災行政無線の普及促進

防災行政無線情報配信システムの適正な維持管理と防災ラジオの普及に努め、有事や災害時における情報伝達の迅速化を図ります。

③ 災害時の情報発信機能の充実

市役所本庁及び各支所等に設置している公衆無線LANアクセスポイントを活用し、大規模災害時に利用時間の制限を解放することにより、市民が必要な情報収集のための通信環境を提供します。

④ 情報セキュリティ対策の強化

近年の情報漏えい事故やサイバー攻撃などの新たな脅威に対応するため、人的・技術的・物理的なセキュリティ対策を強化し、市民の財産、プライバシー等を守るとともに事務の安定的な運用を図ります。

具体的な取り組みとしては、外部からの対策としてウイルス等による庁内ネットワークへの不正侵入防止などの技術的セキュリティ対策のほか、内部の対策として端末からの情報の持ち出し制限など市民情報の流出を防ぐセキュリティ対策の充実に取り組みます。

(3) 効率的な行政運営をめざして

① 情報システム業務継続計画（ICT-BCP）の策定

情報システムで扱っている住民情報をはじめとする各種市民の情報は、災害発生後の安否確認や避難誘導など市民を守る重要な情報であり、あらゆる危機を想定し、限られた環境の中での運用対処マニュアルとなる「情報システム業務継続計画（ICT-BCP）」の策定を進めます。

② 業務システムのクラウド化

基幹系・情報系の各業務システムにおいて、政府が整備する共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境である「ガバメントクラウド (Gov-Cloud)」や民間データセンターへのクラウド化によりサーバ機器を移設し、バックアップデータの遠隔地保存も含め、災害に強いシステム構築を進めます。

また、県内各自治体と共同して、より安全なシステム運用方法の検討を進めます。

③ 契約事務のシステム化

入札執行から契約、検査までの総合的な契約事務のシステム化をめざし、システム化が行われた入札執行業務・契約業務に引き続き、検査業務のシステム化について検討を進めます。

④ 文書管理システムの導入

文書の收受から起案、決裁、保存、廃棄までを一元的・電子的に管理することで、業務の効率化、迅速化、一連の過程の透明性の確保、文書保管スペースの削減を図るため、文書管理システムの導入について検討を進めます。

なお、システムの導入に当たり、オンラインでの文書の收受に対応できるよう関係規程等について見直しを検討します。

また、既存の永年保存文書等についても電子化することにより、検索、閲覧、共有に係る利便性の向上と保管スペースの削減を図ります。

⑤ 財務会計の電子決裁システム導入

各種伝票等の決裁を電子決裁に移行することにより、各種請求書、契約書等の電子化によるペーパーレス化を進め、会計事務の迅速化や決裁事務の効率化（持ち回り決裁の削減）を図ります。

なお、実施に当たっては、財務規則における請求書の押印規定について見直しが必要となります。

⑥ ペーパーレス会議の推進

タブレット端末等による庁内リモート会議を開催するとともに、クラウドサービスを利用したペーパーレス会議システムを導入・運用することで、会議資料等の電子データ化を進め、庁議等の会議運営の効率化を図るとともに用紙類や印刷費等のコスト削減に努めます。

また、ペーパーレス会議システムのセキュリティ対策を向上させるため、^{※1}LGWAN-ASPサービスを利用したシステムの導入を検討します。

※1 LGWAN-ASPとは、府省、地方公共団体、公益法人、民間企業等がASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）として、インターネットから総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、サービス利用者である地方公共団体に各種行政事務サービスを提供するものである。

⑦ Web会議システムの活用促進

遠隔地においてもインターネット回線を通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるWeb会議システムを活用することにより、会議の参加者の移動に係る時間や労力、そして経費の負担が大幅に削減可能となります。会議等に参加する市民の負担軽減や業務の効率化が期待できるため、Web会議システムの活用促進を図ります。

また、Web会議システムはコミュニケーションを支える重要なインフラのひとつになりつつあり、プレゼンテーション、ホワイトボード、ビデオ会議等の機能を備えた専用の端末を利用することにより、チームでの業務をより活発に行うことが期待されるため、広域圏等での活用のため導入について検討します。

⑧ 統合型GISの整備

統合型GISは、自治体内で利用する地図データのうち、道路・街区・建物・河川などの複数の部局が利用するデータを各部局が共用できる形で整備し、利用していくシステムです。この統合型GISは、福祉・防災・観光・環境など様々な行政分野でも活用が可能であり、様々なデータをひとつの地図データに表示することで、市民に対する説明ツールや情報提供ツールとしての活用も期待できます。

これにより、様々な部局を超えた情報共有によるデータ整備コストの低減や事務の効率化を図り、また、ハザードマップの提供などを通じて、さらなる市民サービスの向上を図るためのシステム導入について検討を進めます。

⑨ ^{※2} AI・RPA等の導入

RPAによる定型業務の自動化や、AIチャットボットによる問合せへの自動回答、AI-OCRによる帳票の自動読み取り等のICTの活用について検討し、実証実験を経てその効果を検証、費用対効果などを確認しながら効率的な行政運営を図るため、順次導入について検討を進めます。

⑩ デジタル人材の育成

組織全体で進展する情報技術や官民データの積極的な活用を図るためには、研修等により職員一人ひとりが最新の技術動向を把握し、ICTや官民データを活用した業務の効率化や市民サービスの向上に結び付く施策を企画・立案できる能力が必要です。

そのため、所属ごとに研修等によりICTや官民データについての理解を深めた人材を育成することで、より効率的・効果的なICTと官民データの活用とセキュリティの確保に努めます。

※2 AIとは、「人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術」のことをいいます。

RPAとは、「Robotic Process Automation」の略称で、「これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの」のことをいいます。

⑪ テレワークの推進

テレワークを活用した柔軟な働き方は、非常時における業務継続の観点に加え、育児、介護等のために時間制約がある職員、障がい等のために日常生活・社会生活上の制約がある職員の能力発揮に資するとともに、ワークライフバランスの観点からもICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として重要です。非常時における行政機能の維持や、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できるよう、公共施設に設置するサテライトオフィス環境を整備・活用するとともに、在宅勤務のためのテレワークシステムを活用し、テレワークの推進を図ります。

3 推進スケジュール

市民サービスの向上をめざして

No	事務事業名 (システム名)	概要	1stステージ	2ndステージ
1	市ウェブサイト为基础とした情報発信ツールの充実	見やすい、検索しやすい、分かりやすいウェブサイトへの更新、子育て支援アプリやオープンデータの充実、プッシュ型の情報発信ツールの活用による正確で迅速な情報発信を行う。		
2	公衆無線LANアクセスポイントの整備	観光客等に利便性の高い通信環境を提供するため、観光地や公民館等の防災拠点等への整備について検討を進める。		
3	申請届出オンラインシステムの運用	インターネットを利用して自宅や携帯端末から申請・届出を行える手続きを拡大し利用の推進を図る。高齢者等を対象にスマートフォンやタブレット等の使用方法などの講習会を開催する。		
4	施設予約システムの運用	インターネットを利用して、自宅や携帯端末から公共施設等の予約が行える運用を継続し施設利用手続きの利便性の向上を図る。		
5	マイナンバーカードの普及促進と窓口申請のオンライン化	手続きや業務の見直しとマイナンバーカードの普及促進を図り、各種行政手続きのオンライン化を進める。		
6	リモート手話通訳等による地域生活支援事業(意思疎通支援事業)	手話通訳等の意思疎通支援が必要な方への迅速なサービスの提供のため、Web会議システム等のビデオコミュニケーションツールの活用を図る。		

No	事務事業名 (システム名)	概 要	1 s t ステージ	2 n d ステージ
7	市税・料金等におけるキャッシュレス決済の導入	市税納付においてキャッシュレス決済としてのスマホ決済を導入し、順次、取扱い可能なアプリの拡充及び料金等（税外債権）の納付への拡大を検討する。		
8	小・中学校におけるICT環境整備	G I G A スクール構想によって整備した端末と通信ネットワークを活用して、個別最適化された学びを持続的に提供し、子どもたちの意欲的な学習の取り組みと確実な学習内容の定着、情報活用能力の育成を図る。		

安全・安心な暮らしをめざして

No	事務事業名 (システム名)	概 要	1 s t ステージ	2 n d ステージ
1	消防団無料アプリの導入	火災や災害発生時に消防団アプリによる関係者への一斉通知により、消火活動の迅速化を図る。		
2	防災行政無線の普及促進	防災行政無線システムの適正な維持管理と防災ラジオの普及により有事や災害時における情報伝達の迅速化を図る。		
3	災害時の情報発信機能の充実	公衆無線LANアクセスポイントを大規模災害時には解放し、市民の情報収集の通信環境を提供する。		
4	情報セキュリティ対策の強化	人的・技術的・物理的なセキュリティ対策を強化し、市民の個人情報や市の情報資産を守り事務の安定的な運用を図る。		

効率的な行政運営をめざして

No	事務事業名 (システム名)	概 要	1 s t ステージ	2 n d ステージ
1	情報システム業務継続計画 (ICT-BCP) の策定	災害や情報システムに緊急事態が発生した際の対処マニュアルとなる情報システム業務継続計画の策定を進める。		
2	業務システムのクラウド化	業務システムを政府が整備する「ガバメントクラウド (Gov-Cloud)」や民間データセンターへ移設するなど、災害に強いシステム運用方法の検討を進める。		
3	契約事務のシステム化	入札執行から契約・検査までの総合的なシステム化を行い、契約事務の効率化を図る。		
4	文書管理システムの導入	文書の收受から起案、決裁、保存、廃棄までを一元的・電子的に管理する文書管理システムの導入について検討を進め業務の効率化を図る。		
5	財務会計の電子決裁システム導入	各種伝票等の決裁を電子決裁に移行し、請求書等のペーパーレス化を進め、会計事務の迅速化や決裁事務の効率化を図る。		
6	ペーパーレス会議の推進	タブレット端末等によるリモート会議の開催やペーパーレス会議システムを導入・運用し、会議資料等の電子データ化を進め、会議運営の効率化を図る。		
7	Web会議システムの活用促進	会議等に参加する市民や職員の移動時間や労力、経費等の負担軽減や業務の効率化を図るため、Web会議システムの活用促進を図ります。		

No	事務事業名 (システム名)	概 要	1 s t ステージ	2 n d ステージ
8	統合型G I Sの整備	様々なデータをひとつの地図データに表示し、各部局を超えた情報共有による事務の効率化を図るシステムの導入について検討する。		
9	A I ・ R P A等の導入	A I ・ R P A等のI C Tの活用について、実証実験による効果や費用等を検証しながら効率的な行政運営を図るため、順次導入について検討する。		
10	デジタル人材の育成	各所属に研修等によりI C Tや官民データの理解を深めた人材を育成し、より効率的・効果的なI C Tや官民データの活用とセキュリティ確保に努める。		
11	テレワークの推進	非常時における行政機能の維持や多様な働き方を実現できるよう、サテライトオフィス環境の整備・活用、在宅勤務のテレワークシステムの活用によりテレワークの推進を図る。		